

技 第 1218 号

平成24年3月12日

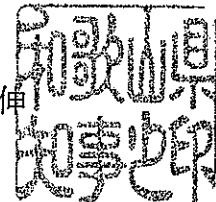
新宮市新宮2314番地の3

(再苦情申立て時 東牟婁郡那智勝浦町北浜3丁目3番地)

日本コンストラクション株式会社

代表取締役 杉浦 麻紀子 様

和歌山県知事 仁坂吉伸



入札参加資格停止措置に係る再苦情申立てについて（回答）

平成24年1月23日付けで貴社から提出された再苦情申立てについて、和歌山県入札監視委員会に審議を依頼したところ、別添のとおり意見書が提出されました。

この意見書の内容を尊重し、本件再苦情申立ての趣旨は認めることはできないものと決定したので、和歌山県入札監視委員会運営要領の規定に基づき回答します。

平成24年3月9日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

和歌山県入札監視委員会

委員長 田中 昭彦

再苦情申立てに対する意見書

和歌山県入札監視委員会（以下、「当委員会」という）は、当委員会設置要綱第10条第3号に基づき再苦情申立てについて審議を行いましたので、その結果について本意見書を提出します。

1 申立者

新宮市新宮2314番地の3

（再苦情申立て時 東牟婁郡那智勝浦町北浜3丁目3番地）

日本コンストラクション株式会社

代表取締役 杉浦 麻紀子

2 再苦情の対象となった措置

別紙1のとおり

3 申立者からの苦情申立て

別紙2のとおり

4 当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答

別紙3のとおり

5 申立者からの再苦情申立て

別紙4のとおり



6 審議の経過

(1) 再苦情処理会議の開催

平成24年2月23日（木）及び平成24年3月2日（金）

(2) 審議資料

上記2～5の書類

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱

和歌山県暴力団排除条例

和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱

和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱

合意書（国土整備部国土整備政策局技術調査課長と和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長との間で平成21年1月22日に締結された合意書）

和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長からの情報提供（通知）

苦情申立て時の意見照会に対する和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長からの回答書

和歌山県建設工事等暴力団排除対策会議運営要領

当該措置に関する和歌山県建設工事等暴力団排除対策会議の議事録

当該措置に関する和歌山県建設工事等入札参加資格審査会に対する通知書

和歌山県担当者及び和歌山県警察からの事情聴取結果

7 当委員会の審議結果

当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がない。

8 理由

(1) 本件再苦情の内容は、申立者が当該措置に対し次項記載の2点を理由として苦情申立てをしたことについて、和歌山県知事から「入札参加資格停止措置の解除は行わない」との回答がなされた。しかし、同回答の内容は、解除しない理由を示されたとは認められないで不适当で承服できない。よって、

本件再苦情の申立てをし、あらためて和歌山県知事に対し苦情申立ての趣旨記載の対処を求めるというものである。

(2) 本件再苦情の申立てに先立つ苦情申立ての概要は以下のとおりである。

まず1点目は、申立人（者）には、この措置の理由とされた「暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき」という事項に該当する理由はない。よって、本件措置は直ちに取消されるべきであるというもの。

2点目は、措置者において、申立人（者）につき上記事項に該当すると判断したというのであれば、いかなる事実をもってこの該当性を認定したというのか、具体的に明らかにされるべきである。措置においては、「改善されたと認められるまで」との付記がなされており、改善というためには、いかなる事実をもって該当したのか明示なしには、申立人（者）には、今後における対応ができない。よって、措置の理由を具体的に掲示して開示されるべきであるというもの。

(3) 以下、再苦情の申立ての判断に必要な範囲で、苦情申立て理由の当否を検討する。

ア 和歌山県では、上記審議資料で掲示したとおり、県発注工事の入札参加資格の停止措置を行う場合について和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の定めがあり、また、暴力団排除対策の面では和歌山県暴力団排除条例と同条例に掲げる措置を講ずるため和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱等の定めがある。そして、これらの要綱等で定める入札参加資格停止措置の手続は公共の利益に適い合理的な内容である。

当該措置は、上記入札参加資格停止措置の手続に基づきなされたものであり、従って、当該措置は妥当であると判断でき、苦情申立てに対し「入札参加資格停止措置の解除は行わない。」とする回答も是認できる。

よって、申立者の苦情申立ての理由1点目は理由がない。

イ 次に、申立者は2点目として、措置の理由につき具体的な事実の摘示がなければ理由を示さないのと同じであり、認められないという。しかし、苦情申立てに対する回答書においては、措置要件について「暴力団等の反社会的勢力との関係が認められる」と記載され、その要件自体は社会生活上困難な解釈をするものではなく、従って、申立者が「改善」されるべき事実を判断することは困難なことではないと考えられる。よって、苦情申立てに対する回答書記載の理由も妥当として是認でき、申立者の苦情申立ての理由2点目も理由がない。

(4) 以上のとおりであり、苦情申立ての理由が容認できないのであるから、本件再苦情申立ては理由がない。

9 結論

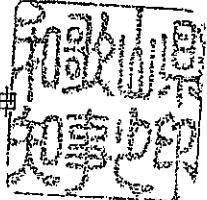
当委員会は、当該苦情申立てに対する和歌山県知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がないと判断するものである。

別紙1

技 第 1095 号
平成23年12月5日

日本コンストラクション株式会社
代表取締役 中本正徳 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸



入札参加資格停止通知書

この度、下記のとおり、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止措置を行うこととしましたので、通知します。

記

1 入札参加資格停止期間

平成23年12月6日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。

2 入札参加資格停止理由

和歌山県警察本部からの通知により貴社が暴力団等の反社会的勢力との関係が認められることが判明したため。

3 適用条項

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第3第4項

別表第3 暴力団排除対策関係

和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づき、入札参加除外の対象となり、入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。

(4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで

4 その他

入札参加資格停止期間中は県発注の全ての建設工事等の入札参加及び下請けはできません。

入札参加資格停止措置に対する苦情申立書

和歌山県知事

仁坂 吉伸 殿

平成23年12月21日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字北浜3丁目3番地

日本コンストラクション株式会社

代表取締役 杉浦 麻紀子

第1、申立の趣旨

和歌山県が平成23年12月5日付でなした日本コンストラクション株式会社に対する入札参加資格停止措置に対し、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱13条の定めにより、この措置の取消を求めてく苦情を申し立てて。なお、取消をされない場合は、措置に至った具体的理由の開示を求めたく、その旨を申し立てて。

第2、申立の理由

1、申立人には、この措置の理由とされた

「暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき」という事項に該当する理由は認められない。

2、措置者において、申立人につき上記事項に該当すると判断したというのであれば、いかなる事実をもってこの該当性を認定したというのか、具体的に明らかにされるべきである。措置においては、「改善されたと認められるまで」との付記がされており、改善というためには、いかなる事実をもって該当とされたのかの明示なしには、申立人には、今後における対応の仕様すらないものである。

3、以上の次第より、本件措置は直ちに取消されるべきである。また、取消されないのであれば、措置の理由につき、具体的な事実を摘要して開示されるべきである。

以上より、申立の趣旨記載の苦情を申し立てる次第である。



技 第 1218 号

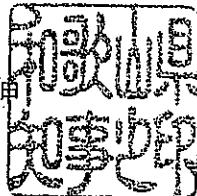
平成24年1月12日

東牟婁郡那智勝浦町北浜3-3

日本コンストラクション株式会社

代表取締役 杉浦 麻紀子 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸



入札参加資格停止措置に係る苦情申立てについて（回答）

貴社の平成23年12月21日付け「入札参加資格停止措置に対する苦情申立書」に対し、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、和歌山県知事に対して、平成24年1月23日までに書面により再苦情申立てをすることができます。その場合には、和歌山県入札監視委員会設置要綱第14条に規定する書面を県土整備部技術調査課へ提出してください。

記

1 回答

平成23年12月5日付け技第1095号「入札参加資格停止通知書」による入札参加資格停止措置の解除は行わない。

2 理由

平成23年11月18日付で和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長から「暴力団等の反社会的勢力との関係が認められる」ことから和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第3第4項に該当するとの通知を受け、入札参加資格停止を行ったものです。

今回改めて和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長あて意見照会したところ、暴力団等の反社会的勢力との関係が認められ、同要綱別表第3第4項に該当するとの回答がありました。

別紙4



入札参加資格停止措置に対する再苦情申立書

和歌山県知事

仁坂 吉伸 殿

平成24年1月23日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字北浜3丁目3番地

日本コンストラクション株式会社

代表取締役 杉浦 麻紀子

(電話 0735-52-3331)

第1、申立の趣旨

和歌山県が平成23年12月5日付でなした日本コンストラクション株式会社に対する入札参加資格停止措置に対し、日本コンストラクション株式会社が申し立てた苦情申立につき和歌山県知事が発した平成24年1月12日付回答に再苦情を申立て、入札参加資格停止措置の取消を求める。なお、取消をされない場合は、措置に至った具体的理由の開示を求めたく、その旨を申し立てる。

第2、申立の理由

再苦情申立人は、

1、再苦情申立人には、この措置の理由とされた

「暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、

又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき」

という事項に該当する理由は認められない。

2、措置者において、再苦情申立人につき上記事項に該当すると判断したのであれば、いかなる事実をもってこの該当性を認定したというのか、具体的に明らかにされるべきである。措置においては、「改善されたと認められるまで」との付記がされており、改善というためには、いかなる事実をもって該当とされたのかの明示なしには、申立人には、今後における対応の仕様すらないものである。

との2点の理由を付して、措置に対し苦情を申し立てた。しかしながら、回答においては、「県警本部より反社会的勢力との関係が認められる（一要旨一）」との情報を得たという理由が述べられているのみで、「関係を認める」とする具体的な

実を全く示されていない。これでは、結論をもって理由とするのと同じであり、そのような結論を下された者の側よりの反論のなしようがなく、理由を示されたとは、とうてい認められないものである。

再苦情申立人としては、このような不分明な理由をもってなされた措置ならびにこの措置に対する苦情申立に対する回答の、いずれに対しても承服できないものである。

よって、措置を取り消すか、取り消されないのであれば、いかなる事実・事項が、再苦情申立人をして反社会的勢力との関係が認められるという認定に至ったのかにつき、具体的な事実の開示がなされるべきである。

以上より、申立の趣旨記載の再苦情を申し立てる次第である。

追記

本再苦情申立書は、「要綱14条の書式」なるものと画一的整合性を具備させていないが、事案の実情に即した要件を充分に充足していると判断されるものであり、書式との形式的適合性の有無を問題とされることなく受理されたい。